主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡崎一夫の上告趣意は、末尾に添えた書面記載のとおりである。

上告趣意一について。

原審の認定するところによれば、被告人はおよそ九ケ月ほどの間に、精米約五石 六斗のブローカー行為をしているのであるから、もとより所論のように「餓え凌ぐ ために誰でもがやらざるを得ないささやかな取引」とはいえず「被告人の所為が当 時何人でもそうせざるを得なかつた事情の下に行われた」ものということはできな い。されば、本件について、所論のような意味において被告人の罪責を否定すべき 根拠はすこしもないのであるから論旨は理由がない。

同二について。

事実審裁判所が、普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合に、たとえそれが被告人の側からみて過酷な刑であると思えるとしても、これを目して直ちに憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」とはいえないことは、当裁判所大法廷の判例とするところである。(昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月二三日大法廷判決)。所論は、結局、原審の裁量に属する量刑の非難に帰着するものであつて、採用することができない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官 竹内壽平関与

昭和二六年三月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介